

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則改正新旧対照表

改 正

後

現

行

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則

(貸付け)
第一条 [略]

(貸付金の種類等)
第一条 [略]

名 金 資 資 金 の 種 類	区 分	内 容	貸 付 け を 受 け る 資 格 を 有 す る も の	貸 付 限 度 額	償 還 期 間	
	二 [略] [略]					二 [略] [略]
経 営 等 改 善 資 金	二 [略] [略]	沿 岸 漁 業 を 営 む 個 人、 漁 業 生 産 組 合、 漁 業 協 同 組 合、 協 業 体 (漁 業 生 産 組 合 及 び 漁 業 協 同 組 合 を 除 く。 以 下 同 じ。) 及 び 会 社 (そ の 常 時 使 用 す る 従 業 者 の 数 が 二 十 人 以 下 で あ る も の に 限 る。 以 下 同 じ。) 並 び に 農 商 工 等 連 携 促 進 法 第 四 条 第 一 項 の 認 定 を 受 け た 農 商 工 等 連 携 促 進 法 第 二 条 第 一 項 に 規 定 す る 中 小 企 業 者 (以 下 こ の 項 に お い て 「 認 定 中 小 企 業 者 」 と い う。) 又 は 認 定 中 小 企 業 者 が 団 体 で あ る 場 合 に お け る そ の 直 接 若 し く は 間 接 の 構 成 員 が 農 商 工 等 連 携 促 進 法 第 四 条 第 二 項 第 二 号 八 に	沿 岸 漁 業 を 営 む 個 人、 漁 業 生 産 組 合、 漁 業 協 同 組 合、 協 業 体 (漁 業 生 産 組 合 及 び 漁 業 協 同 組 合 を 除 く。 以 下 同 じ。) 及 び 会 社 (そ の 常 時 使 用 す る 従 業 者 の 数 が 二 十 人 以 下 で あ る も の に 限 る。 以 下 同 じ。) 並 び に 農 商 工 等 連 携 促 進 法 第 四 条 第 一 項 の 認 定 を 受 け た 農 商 工 等 連 携 促 進 法 第 二 条 第 一 項 に 規 定 す る 中 小 企 業 者 (以 下 こ の 項 に お い て 「 認 定 中 小 企 業 者 」 と い う。) 又 は 認 定 中 小 企 業 者 が 団 体 で あ る 場 合 に お け る そ の 直 接 若 し く は 間 接 の 構 成 員 が 農 商 工 等 連 携 促 進 法 第 四 条 第 二 項 第 二 号 八 に	一 [略] 動力式つり機を設置する場合にはあつては一セツトにつき八十万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にはあつては一台につき百二十万円、ネットホーラー等の揚縄機を設置する場合にはあつては一台につき百二十万円、漁業用ソーナーを設置する場合にはあつては一台につき五百万円、カラー魚群探知機を設置する場合にはあつては一台につき百五十万円、海水冷却装置を設置する場合にはあつては一台につき百八十万円、巻取りウインチを設置する場合にはあつては一台につき七十万円 (青年漁業者が中心となつて漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとするものとして水産庁長官が定めるもの (以下 「 経営改善取組漁業者団体 」	一 [略]	一 [略]

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則

(貸付け)
第一条 [略]

(貸付金の種類等)
第一条 [略]

名 金 資 資 金 の 種 類	区 分	内 容	貸 付 け を 受 け る 資 格 を 有 す る も の	貸 付 限 度 額	償 還 期 間	
	二 [略] [略]					二 [略] [略]
経 営 等 改 善 資 金	二 [略] [略]	沿 岸 漁 業 (小 型 の 漁 船 を 使 用 し て 行 う 水 産 動 植 物 の 採 捕 の 事 業 に あ つ て は、 総 ト ン 数 十 ト ン 未 満 の 動 力 漁 船 を 使 用 す る 場 合 及 び 青 年 漁 業 者 が 中 心 と な つ て 漁 業 経 営 改 善 の た め の 意 欲 的 な 取 組 を 行 っ て いる も の と し て 水 産 庁 長 官 が 定 め る も の (以 下 「 経 営 改 善 取 組 漁 業 者 団 体 」 と い う。) が 総 ト ン 数 十 ト ン 以 上 二 十 ト ン 未 満 の 動 力 漁 船 を 使 用 す る 場 合 に 限 る。 以 下 こ の 項 及 び 青 年 漁 業 者 等 養 成 確 保 資 金 の 項 に お い て 同 じ。) を 営 む 個 人、 漁 業 生 産 組 合、 漁 業 協 同 組 合、 協 業 体 (漁 業 生 産 組 合 及 び 漁 業 協 同 組 合 を 除 く。 以 下 同 じ。) 及 び 会 社 (そ の 常 時 使 用 す る 従 業	沿 岸 漁 業 (小 型 の 漁 船 を 使 用 し て 行 う 水 産 動 植 物 の 採 捕 の 事 業 に あ つ て は、 総 ト ン 数 十 ト ン 未 満 の 動 力 漁 船 を 使 用 す る 場 合 及 び 青 年 漁 業 者 が 中 心 と な つ て 漁 業 経 営 改 善 の た め の 意 欲 的 な 取 組 を 行 っ て いる も の と し て 水 産 庁 長 官 が 定 め る も の (以 下 「 経 営 改 善 取 組 漁 業 者 団 体 」 と い う。) が 総 ト ン 数 十 ト ン 以 上 二 十 ト ン 未 満 の 動 力 漁 船 を 使 用 す る 場 合 に 限 る。 以 下 こ の 項 及 び 青 年 漁 業 者 等 養 成 確 保 資 金 の 項 に お い て 同 じ。) を 営 む 個 人、 漁 業 生 産 組 合、 漁 業 協 同 組 合、 協 業 体 (漁 業 生 産 組 合 及 び 漁 業 協 同 組 合 を 除 く。 以 下 同 じ。) 及 び 会 社 (そ の 常 時 使 用 す る 従 業	一 [略] 動力式つり機を設置する場合にはあつては一セツトにつき八十万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にはあつては一台につき百二十万円、ネットホーラー等の揚縄機を設置する場合にはあつては一台につき百二十万円、漁業用ソーナーを設置する場合にはあつては一台につき五百万円、カラー魚群探知機を設置する場合にはあつては一台につき百五十万円、海水冷却装置を設置する場合にはあつては一台につき百八十万円、巻取りウインチを設置する場合にはあつては一台につき七十万円 (経営改善取組漁業者団体にあつては、三百万円)、放電式集魚灯を設置する場合にはあつては一セツトにつき二百万円、漁業用クレーンを設置する場	一 [略]	一 [略]

青年漁業者等養成確保資金	生活改善資金	四の二 九	略	略	略	略	掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者
				略	略	略	と(一)にあつては、三百万円(一)、放電式集魚灯を設置する場合にあつては一セットにつき二百万円、漁業用クレーンを設置する場合にあつては一台につき四百万円とし、総額で五百万円とする。
				略	略	略	略
				略	略	略	漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては一台につき二千四百万円、定速装置を設置する場合にあつては一台につき百二十万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあつては一セットにつき千三百万円とし、総額で二千五百万円とする。
				略	略	略	略

第三条、第十八条「略」

備考「略」

青年漁業者等養成確保資金	生活改善資金	四の二 九	略	略	略	略	者の数が二十人以下であるものに限る。以下同じ。(一)並びに農商工等連携促進法第四条第一項の認定を受けた農商工等連携促進法第二条第一項に規定する中小企業者(以下この項において「認定中小企業者」という。)又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第二号八に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者
				略	略	略	にあつては一台につき四百万円とし、総額で五百万円とする。
				略	略	略	略
				略	略	略	漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては一台につき二百万円、定速装置を設置する場合にあつては一台につき百二十万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあつては一セットにつき千三百万円とし、総額で千三百万円とする。
				略	略	略	略

第三条、第十八条「略」

備考「略」